

# 契約検査課 検査係の 業務について

令和4年6月  
契約検査課 検査係

# 契約検査課 検査係の役割

朝霞市(市民)の大切な資産となる設備や施設の工事等に関し、それらの資産価値を守るべく、施工段階及び完成時に契約の適切な履行を確認するため検査を実施する。

※地方自治法第234条の2に基づき、市が締結した請負契約について、契約履行の確保のため検査を実施する。

# 検査対象

下記の①~③については契約検査課検査対象

※については指定検査員検査対象

## ①1件の請負契約金額が500万円を超える工事

※500万円以下の工事については所管課内の指定検査員が検査を行う

## ②工事に係る設計、調査、測量及び監理業務委託

※工事以外のものについては、所管課内の指定検査員が検査を行う。

## ③工事を伴う賃貸借契約

1件の賃貸者契約の金額の総価が500万円を超え、事務機器や車輛等の物品や土地などの賃貸借以外で、工事により施工され完成し、市が借用するもの。また、仕様書・図面等により履行確認の対象が明確となっているものは、契約検査課において履行確認を行う。

# 検査の目的・法的根拠

## 検査の目的

契約で求めている内容(図面、品質、数量等)と適合しているか

請負代金を支払う前に**契約内容どおり**に工事が完成しているかを確認する。

## 法的根拠

地方自治法第234条の2  
(契約の履行の確保)

・・・契約の適正な履行を確保するため又はその受ける**給付の完了の確認**をするため必要な**監督**又は**検査**をしなければならない。

重要

検査に合格しないと、代金の支払いはできない。

# 契約検査課の検査の流れ (契約金額500万円超)

工事担当課

「監督員通知」  
担当監督員を  
選出→請負業  
業者に通知

「工事概要書」  
部長名で担当監  
督員→契約検査  
課に提出

「検査依頼書」  
担当監督員→契約検  
査課に提出

「検査依頼書」  
担当監督員→契約検  
査課に提出

※契約後速  
やかに提出

契約締結

工事概要書

中間検査範囲  
決定協議書

中間検査

工事完成  
(出来高の完了)

完成検査  
(出来高検査)

支払い

「中間検査範囲決定協議書」  
契約検査課  
→担当監督員に提出

「中間検査結果通知書」  
契約検査課  
→担当監督員に提出

「完成(出来高)検査結果通知書」  
契約検査課  
→担当監督員に提出

契約検査課検査係

# 中間検査について

## 中間検査とは

工事の施工途中における状況を査察し、契約の適切な履行を確認する検査。

## 中間検査での確認事項

- ★施工体制・安全対策が適切に行われているか。
- ★工事完成時に不可視となる部分について確認する。

例

土木工事→管路の施工状況

建築工事→配筋の施工状況

契約検査課では、1工事につき必ず1回以上中間検査を行っています。

(令和3年度:1.5回/工事)

## 中間検査の目的は

検査を通じた工事品質の向上を図る。

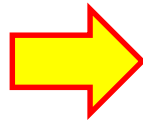
# 完成検査について

## 完成検査とは

履行の完了後に契約が適正に履行されたかを確認するために行う検査。

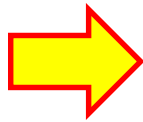
## 検査事務の2つの要素

### ① 書面検査



- ・起工・契約の手続は適正か
- ・着工届、しゅん工届の提出
- ・工事写真(施工前・中・後)の整備

### ② 実地検査



- ・出来形(延長、幅)が契約書と相違ないか
- ・施工忘れはないか
- ・出来ばえは良好か

現場の完成 = 工事完成ではない！

現場完了

+

書類整備完了

=

工事完成

# 出来高検査について

## 出来高検査とは

工事の打ち切り、非常災害の損害、部分使用、部分払い及び契約解除があった場合に行う検査

## 出来高検査での確認事項

完成検査と同様に必要書類が適切に提出されているか等を確認する。

工事の既済部分について契約書と相違がないかを確認する。



# 検査の基準

## ①土木工事

「埼玉県土木工事検査技術基準」(土木工事検査の方法)を準用する。

## ②建築工事

「埼玉県建築工事検査技術基準」(建築工事検査の方法)を準用する。

## ③工事に係る委託業務

「朝霞市工事に係る委託業務検査技術基準」(別記2に定める)による。

～朝霞市工事検査要領7条～